

令和 6 年度以降の部会の開催及び環境モニタリング調査の実施について

1 大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会について

- ・ J E S C O 大阪処理事業所における高濃度 PCB 廃棄物の処理受託物の処理は今年度（令和 6 年 3 月）をもって終了する。
- ・ しかしながら、来年度以降も、J E S C O 大阪処理事業所の解体撤去工事に伴い発生する廃棄物や廃活性炭等の運転廃棄物のうち高濃度 PCB 廃棄物については、既存の PCB 廃棄物処理施設（洗浄施設、分離施設（V T R 施設）、分解施設）を活用して処理がなされる予定である。
- ・ 従って、J E S C O 大阪処理事業所における PCB 廃棄物の処理事業の適正かつ安全な操業の推進のために、大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会を引続き定期的で開催する。

2 環境モニタリング調査について

- ・ 1 のとおり PCB 廃棄物処理施設を活用した高濃度 PCB 廃棄物の処理事業は来年度以降も継続して実施されることから、当該事業による周辺環境への影響を確認するため、PCB 廃棄物処理施設の稼働が継続している間は行政によるモニタリング調査を引続き実施する。
- ・ 具体的には、裏面の「大阪市が実施する環境モニタリング調査の考え方について」に示すとおり、J E S C O 大阪処理事業所の解体撤去工事の工程のうち、PCB 廃棄物処理施設が稼働していると想定される、プラント設備解体撤去工事に係る工程が終了するまでは実施する予定。
- ・ 調査手法については、下記の通り、従前通りとする。

環境モニタリング調査の概要	
調査地点	2 地点（J E S C O 大阪処理事業所周辺、桜島内）
調査頻度	2 回（夏季と冬季）
調査項目	PCB、ダイオキシン類、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

大阪市が実施する環境モニタリング調査の実施期間の考え方（案）について

		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	
大阪市による モニタリング調査の実施予定		[Pink bar from R5 to R9]								
解体撤去工事 の工程(素案) ※	(1) 不要設備解体撤去 及び	[Blue bar from R5 to R9]								
	(2) プラント設備解体撤去工 事工程	[Black arrow from R5 to R9]								
	(3) 建築物の解体 撤去工事						[Blue bar from R10 to R12]			

PCB廃棄物処理施設の稼働中は実施

JESCO大阪事業所内の処理施設稼働想定期間

※資料1-2 (JESCO作成資料) 7ページ抜粋。